

太陽光発電設備の適正導入に向けた
モデルガイドライン

平成 30 年 12 月

静岡県太陽光発電設備の適正導入に向けた
ガイドライン検討会

はじめに

【モデルガイドラインの作成の趣旨・位置づけ】

静岡県は、温室効果ガスの削減と災害に強い小規模分散型エネルギー供給体系の構築のために、太陽や風、水、森林、温泉などの地域の資源を生かして、再生可能エネルギーの最大限の導入を図り、エネルギーの地産地消を推進しています。

東日本大震災における計画停電などを教訓とし、また、平成 24 年度に創設された固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入は飛躍的に拡大しました。

一方で、大規模な太陽光発電設備の設置をめぐる、防災や環境、景観等の懸念から地域住民との関係が悪化するなど、近年、様々な問題が顕在化しています。

太陽光発電設備の設置に当たっては、関係法令等を遵守し、安全かつ適正に行うことは当然のことですが、環境や景観の面では、地域によって様々な考え方があります。

地域がこれまでに育んできた歴史や文化、さらには将来の街づくりの方向性などを踏まえ、エネルギーの創出と環境・景観の保全をどの様に両立させ、地域との共生を図っていくのかを考えることが重要です。

その上で、各市町がそれぞれの地域の特性に応じた太陽光発電の適正導入の考え方を示すことが求められており、その一つの手法として、事業者に向けた「ガイドライン」の策定があります。

この「太陽光発電設備の適正導入に向けたモデルガイドライン」は、県と市町による検討会において、先行する全国の自治体や、国の施策、業界団体の取組などを踏まえ、意見交換を重ねながら、一つのモデルとしてとりまとめたものです。

今後、各市町が、それぞれの地域の特性に応じた独自のガイドラインを策定する際の参考として活用いただければ幸いです。

また、太陽光発電事業を検討される事業者は、関係法令や各市町が定めるガイドラインの趣旨を十分に理解し、災害防止はもとより、環境や景観に配慮し、地域との共生を図りながら、適正な設備導入と維持管理等に努めていただきますようお願いいたします。

(目 次)

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 3 |
| 2 | 策定の目的 | 3 |
| 3 | 本ガイドラインの位置付け | 4 |
| 4 | ガイドライン対象設備 | 4 |
| 5 | 用語定義 | 5 |
| 6 | 事業フロー | 6 |
| 7 | 計画・立案 | 7 |
| | (1) エリア設定 | 7 |
| | (2) 事前協議 | 12 |
| | (3) 必要となる法令等の手続 | 13 |
| 8 | 設計・施工 | 21 |
| | (1) 土地開発の設計 | 21 |
| | (2) 発電設備の設計 | 22 |
| | (3) 施工 | 23 |
| 9 | 維持管理 | 25 |
| | (1) 保守点検及び維持管理に係る実施 計画の策定及び体制の構築 | 25 |
| | (2) 保安規程等に基づく点検 | 25 |
| | (3) 適切な管理 | 25 |
| | (4) 維持管理に係る進捗報告 | 26 |
| | (5) 非常時の対処 | 26 |
| 10 | 撤去・処分 | 27 |
| | (1) 法令等に基づく適正な撤去・処分 | 27 |
| | (2) 撤去・処分の手続等 | 27 |
| 11 | その他 | 28 |
| | (1) 本ガイドラインの適用時期 | 28 |
| | (2) 関係法令等・窓口一覧 | 29 |
| | (3) 届出様式 | 37 |

1 はじめに

平成 24 年 7 月 1 日、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT 法」という。）」が施行し、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートした。これにより、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの発電設備が大幅に導入されることとなった。

静岡県においても、全国屈指の日照環境に恵まれ、導入のポテンシャルが高い地域であることから、太陽光発電設備の導入量は平成 28 年度末時点で 152.1 万 kW に達し、平成 21 年度と比較すると 15 倍に増加している。

平成 28 年度末に県が策定した「ふじのくにエネルギー総合戦略」では、太陽光を「新エネルギー導入拡大の原動力として、引き続き導入の拡大を図る」としており、2020 年度末時点で 200 万 kW の導入を目指している。

【POINT】

この箇所に各市町における「太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー」に関する考え方を記載し、太陽光発電の導入に対する各市町の基本姿勢を明確にする。

（例）また本市では〇〇ビジョンにおいて・・・

しかし、近年、急速に導入が進んだ結果、一部地域においては、景観、環境、防災等の観点から地域住民との間でトラブルが発生する事例も散見するようになり、その対策が急務となっている。

こうしたことから、〇市（〇町）では、事業用太陽光発電設備の設置に当たり、計画・立案段階から〇市（〇町）、地域住民に情報が提供され、設計・施工、運営（維持管理）、廃止・撤去の各段階で地域との調和が図られるよう、事業者の遵守事項等を示したガイドラインを策定することとした。

2 策定の目的

本ガイドラインは、市内（町内）において事業用太陽光発電設備を設置しようとする者（以下「事業者」という。）が、〇市（〇町）や地域住民の理解を得ながら、太陽光発電設備を適正に設置・管理することにより、地域との調和が図られた太陽光発電事業（以下「事業」という。）を適切に実施されることを目的としている。

よって、本ガイドラインは、計画・立案段階からの撤去・処分までの手続や遵守すべき事項等を明示し、事業者に必要な取組を求めるものである。

3 本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、太陽光発電設備の設置に当たり、経済産業省資源エネルギー庁が策定した「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の内容を補完し、〇市又は〇町の地域の特性に合わせ、策定するものである。

【POINT】

▽ より制約的にする場合には、以下の一文を追加することも考えられる。なお、ガイドラインに一定の義務付けを行うためには、条例と結び付けることが必要であるため、条例の制定も含めて検討する必要がある。

「よって、本ガイドラインにおける国のガイドラインの遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする。」

4 ガイドラインの対象設備

本ガイドラインの対象設備は、市内（町内）において設置する出力 10kW 以上又は敷地面積 100 m²以上の事業用太陽光発電設備（建築物へ設置するものを除く。）である。

また分割案件（例：実質的に同一の事業者が、同時期又は近接した時期に、実質的に一つと認められる場所で、複数の太陽光発電設備に分割して設置し、合算した出力が 10kW 以上又は敷地面積 100 m²以上となる場合）も対象とする。

【POINT】

▽ 対象を変更する場合には以下のような条件も考えられる。

- ①対象設備の縮小（例：出力 50kW 以上又は 500 m²の事業用太陽光発電設備）
- ②特定のエリアの面積のみ敷地面積の拡大（例：〇〇エリアは 100 m²以上）

▽ なお対象設備の規模に応じて、手続を差別化することも考えられる。

例：工事に関する届出

- 10kW 以上 50kW 未満・・・不要
- 50kW 以上・・・工事着手届及び工事完了届の提出

5 用語定義

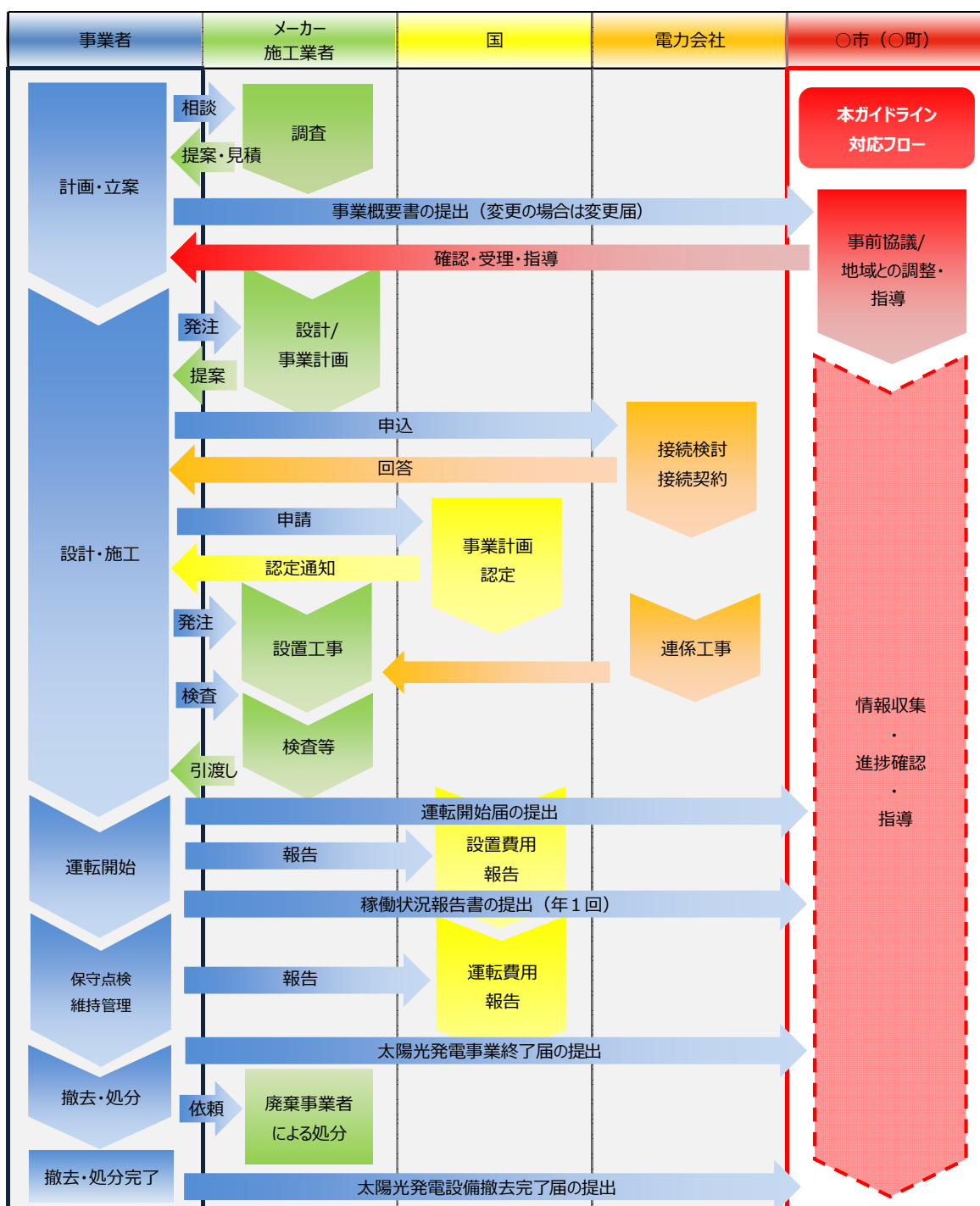
| 項 目 | 内 容 |
|------------|--|
| 事業用太陽光発電設備 | 太陽光を電気に変換するための設備（太陽光パネル等）及びその付属設備（変圧器、蓄電設備、送電線等）であり、FIT法に基づき、事業計画の認定申請又は設備の認定申請を行った施設 |
| 事業者 | 事業用太陽光発電設備を設置しようとしている者 |
| 出力 | 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値 |
| 建築物 | 建築基準法第2条第1項に規定する建築物 |
| 電技省令 | 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号） |
| 電技解釈 | 電気設備の技術基準の解釈として、電技省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したもの |
| 保安規程 | 事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条の規定に基づき太陽光発電事業者自らが作成する保安のための規程 |

6 事業フロー

事業用太陽光発電を実施する場合の手続きは、下記に示すとおり。〇市（〇町）では適正な太陽光発電設備の導入のため、新たなフローを次のとおり定めた。

【POINT】

▽より制約的にする場合には、工事の着手・完了など、事業の進捗状況により届出を求めることにより、きめ細かい指導が可能となる。



7 計画・立案

(1) エリア設定

太陽光発電設備の計画に当たっては、法的な規制の有無や採算性だけでなく、防災、景観、環境等の観点も含めて検討する必要がある。

本ガイドラインでは、その地域の特性や事業用太陽光発電の現状を踏まえた上で、「立地を避けるべきエリア」及び「立地に慎重な検討が必要なエリア」を明示する。

仮にこれらエリアにおいて事業実施する場合については、立地場所の変更も含め入念な検討を行うこと。特に法令等により規制されている場所に関しては、制度上の手続を確実に完了させ、地域住民、関係機関へ説明を行うことで、立地に対する意向、問題点等の把握に努めること。

なお、立地だけでなく撤去・処分が適正に行うことができるよう検討し明示しておくとともに、必要な準備をしておくこと。

①立地を避けるべきエリア

| 区域名 | 根拠法令 | 概要（理由等） |
|-------------|--------------------------|---|
| 自然公園区域 | 自然公園法 静岡県立自然公園条例 | 自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その中で自然に親しみ、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定された公園である。太陽光発電設備の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいため、立地を避けるべきエリアである。 |
| 自然環境保全地域 | 自然環境保全法 静岡県自然環境保全条例 | 自然環境保全地域は、優れた自然環境を有している地域を保全するとともに、生物多様性の確保等を推進し、将来に亘りこれを継承するために指定した地域であり、工作物の設置や木竹の伐採等、自然環境の保全に影響がある行為は規制されている。 |
| 鳥獣保護区特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区は、野生生物の保護・管理を目的に指定しており、うち、特別保護地区は特に鳥獣保護を図る必要がある区域として指定している。特別保護地区では、工作物の設置や木竹の伐採等、鳥獣保護に影響がある行為は規制されている。 |

| | | |
|--|----------------------------|---|
| <p>廃棄物最終処分場 (搬入が終了している場合でも、廃止手続が完了していない処分場を含む)</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> | <p>太陽光発電設備を設置することにより、廃棄物最終処分場の適切な維持管理に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。</p> |
| <p>廃棄物の不法投棄地</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> | <p>太陽光発電設備を設置することにより、原因者による不法投棄地の原状回復に支障をきたすおそれがあることから、立地を避けるべきエリアである。</p> |
| <p>土壌汚染対策法に基づく要措置区域</p> | <p>土壌汚染対策法</p> | <p>要措置区域は土壌汚染により健康被害が生じ、又は生ずるおそれがある土地であるため、土地の形質の変更が原則として禁止されている。</p> |
| <p>農用地区域 甲種農地又は採草放牧地 第1種農地 又は採草放牧地</p> | <p>農業振興地域の整備に関する法律、農地法</p> | <p>農用地区域は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が策定する農業振興地域整備計画により、農業上の利用を確保すべき土地として設定されている区域である。今後も優良な農地として利用を図るべきであるため、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリアである。</p> <p>また、農用地区域以外であっても、10ha以上の規模の一団の農地や農業公共投資の対象となった農地は、農地法の第1種農地等に該当し、良好な営農条件を備え、農地としての利用が優先される土地であることから、太陽光発電設備の設置を避けるべきエリアである。</p> |
| <p>保安林</p> | <p>森林法</p> | <p>保安林は、水源の涵養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が制限されている。</p> |

| | | |
|---------------------------------------|---|---|
| <p>①河川区域、 ②河川保全区域、 ③河川予定地</p> | <p>河川法</p> | <p>出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。 ①1号地：河川の流水が継続して存する土地 2号地：河川管理施設の敷地である土地 3号地：1号地と一体管理されるべき区域 ②河川や河川管理施設を保全するために必要な最小限度の土地 ③河川工事により、新たに河川区域内の土地となるべき土地</p> |
| <p>①海岸保全区域、 ②一般公共海岸区域</p> | <p>海岸法</p> | <p>太陽光発電設備の設置により、公衆の自由使用を妨げ、海岸保全施設を損傷させるおそれがある。 ①海岸地盤の変動被害から海岸を防護するため海岸保全施設等の管理が必要な区域 ②自然公物として公衆の自由使用に供される公共海岸のうち①を除いた区域</p> |
| <p>特別緑地保全地区</p> | <p>都市緑地法</p> | <p>歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が規制されている。</p> |
| <p>指定等文化財区域</p> | <p>文化財保護法 静岡県文化財保護条例 各市町文化財保護条例</p> | <p>文化財は、一度失ってしまえば二度とよみがえることのない、国民共有のかけがえない財産である。法令に基づき指定等されている文化財は保護を原則としており、指定文化財等が存在するエリアは立地を避けるべきである。</p> |

②慎重な検討が必要なエリア

| 区域名 | 根拠法令 | 概要（理由等） |
|--|-------------------------|---|
| <p>産業廃棄物最終処分場跡地（最終処分場の廃止手続が完了した区域）</p> | <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</p> | <p>土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより、当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生じるおそれがあることから、慎重な検討が必要である。</p> |

| | | |
|------------------------------|---------------------------------------|---|
| <p>土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域</p> | <p>土壌汚染対策法</p> | <p>汚染土壌が存在するため、土地の形質を変更する場合、汚染土壌又は特定有害物質が拡散しないよう、土地の形質の変更の施行方法について慎重な検討を要する。</p> |
| <p>地域森林計画対象民有林</p> | <p>森林法</p> | <p>地域森林計画対象民有林は、森林法に基づく地域森林計画の対象として、県が森林の整備・保全の目標を定め、森林所有者等が計画的に森林の育成や管理に努めるべき森林である。</p> <p>林地の開発や立木の伐採を行う場合は、森林法に基づく手続が必要。</p> <p>また、森林整備等を補助事業により実施した区域では、一定期間、林地の転用や立木の伐採が制限されている。</p> |
| <p>砂防指定地</p> | <p>砂防法</p> | <p>治水上砂防の為、砂防設備の設置を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> |
| <p>地すべり防止区域</p> | <p>地すべり等防止法</p> | <p>地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> |
| <p>急傾斜地崩壊危険区域</p> | <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</p> | <p>崩壊のおそれのある急傾斜地（30度以上）で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> |
| <p>土砂災害警戒区域</p> | <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律</p> | <p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。</p> |

| | | |
|--|-------------------|---|
| 洪水浸水想定区域 | 水防法 | 水防法第 14 条に基づき、洪水予報河川及び洪水特別警戒水位への水位の到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）において、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 |
| 津波浸水想定区域及びこれに類する区域等 | 津波防災地域づくりに関する法律ほか | 津波防災地域づくりに関する法律第 8 条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 |
| 津波災害警戒区域 | 津波防災地域づくりに関する法律 | 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条に基づく津波災害警戒区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 |
| 景観条例に定められた特に良好な景観を形成・保全する必要がある地区（重点地区、眺望景観保全地区等） | 景観法（市町景観条例） | 景観条例に基づく景観計画において、良好な景観を形成・保全するための重点地区、主要な眺望点等の地域が定められている場合は、景観形成基準を遵守するとともに、重点地区等を定める背景となった自然環境、土地利用、歴史・文化などの地域の特性に配慮することが必要である。 |
| 風致地区 | 都市計画法 | 都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されている。 |
| 埋蔵文化財包蔵地 | 文化財保護法 | 土木工事が埋蔵文化財に影響を及ぼす場合で、工事に先立ち記録保存のための発掘調査を実施する必要がある場合がある。また埋蔵文化財包蔵地の状況によっては、保全措置が必要な場合もある。 |

【POINT】

- ▽ 「立地を避けるべきエリア」に設定されている、「自然公園区域」、「自然環境保全地域」、「鳥獣保護区特別地区」、「保安林」を「慎重な検討が必要なエリア」に変更するのは、各法律の趣旨に鑑み、望ましくない。

(2) 事前協議

①市又は町との協議

ア 事業概要書の提出

事業者は太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出の前までに、市又は町〇〇課に対し、計画している事業内容を記載した「**事業概要書（様式第1号）**」を提出すること。

提出後に記載内容に変更が生じた場合は、「**事業内容変更届（様式第2号）**」を提出すること。また、事業が中止となった場合には、その旨を速やかに連絡すること。

「事業概要書」には、設置予定場所、面積、事業者名、連絡先、発電設備概要、工事着工予定日、運転開始予定日等を記載すること。

また設置場所の概要が分かる図面（位置図、配置図、設計図など）を添付すること。

イ 法令手続、施工、維持管理等についての事前協議

事業の実施に当たり、以下の項目について市又は町における担当課と協議すること。

- 関係法令等（条例、ガイドライン等を含む。）に基づく手続
- 文化財に関する事前照会及び協議
- 施工に当たって配慮すべき事項への対応
- 適正な維持管理及び撤去・処分についての計画

ウ 地域住民との調整に関する協議

事業者は、地域住民との調整を実施するに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催、戸別訪問など具体的な対応方法について、協議すること。

【POINT】

▽ より制約的にする場合には、さらに以下の内容を付加することで、地域住民の事前調整を担保することができる。

- 「**地域住民への説明会等実施結果報告書（参考様式第1号）**」の提出

②地域住民等との調整

ア 丁寧な説明

上記「事業概要書（様式第1号）」の内容及び施工、維持管理、撤去・処分等の計画等について、地域住民に対し丁寧に説明し、理解を得た上で事業を進めること。

イ 説明の方法

地域住民への説明に当たっては、事前に市又は町と協議した方法において、当該地域住民の代表者らの同意を得た上で、説明すること。

また、説明会等を開催した場合には、議事録を作成するなど、記録を保存しておくこと（頒布資料・出席者名簿等を添付することが望ましい。）。

さらに、欠席者や説明ができなかった者に対しては資料頒布等の対策を講じること。

ウ 要望への対応

地域住民から、計画に対する要望、苦情、懸念等があった場合は、丁寧かつ誠意をもって対応し、可能な範囲で地域振興（例：災害時における地区公民館等への電力供給など）に寄与できるよう配慮すること。また、その結果を市又は町に報告すること。

【POINT】

▽より制約的にする場合には、さらに以下の内容を付加することで、事前協議の内容を担保することができる。

○地元行政区、自治会等との太陽光発電設備の設置、運用、管理、撤去に関する協定を締結すること（※協定書案を記載している例もある。）。

（3）必要となる法令等の手続

手続が必要となる主な法令は以下のとおり。

| 名 称 | 内 容 |
|---------------|---|
| 建築基準法 | 架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。 |
| 宅地造成等規制法（宅造法） | 宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に都道府県知事（市長）の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更（宅地を宅地以外の土地にするものを除く。）が生じる場合。 |

| | |
|-------------------|---|
| <p>自然公園法</p> | <p>「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。</p> <p>②普通地域：高さ 13m又は延べ床面積 1,000 m²を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。</p> <p>なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。</p> |
| <p>静岡県立自然公園条例</p> | <p>「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。</p> <p>①特別地域：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可が必要となる。</p> <p>②普通地域：高さ 13m又は延べ床面積 1,000 m²を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出が必要となる。</p> <p>なお、特別地域内において、1 ha 以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそのの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査が必要となる。</p> |
| <p>自然環境保全法</p> | <p>静岡県内では、「大井川原生自然環境保全地域」が指定されている。</p> <p>原生自然環境保全地域では、学術研究その他公益上の事由により特に必要と認める場合、又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合以外は、工作物の新・増・改築や土地の形質を変更する行為は禁止されている。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>静岡県自然環境保全条例</p> | <p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。</p> <p>①特別地区：工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。</p> <p>②普通地区：建物高さ 10m又は延べ床面積 200 m²、鉄塔高さ 30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出が必要となる。</p> <p>なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。</p> |
| <p>鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）</p> | <p>鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可が必要となる。</p> |
| <p>種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）</p> | <p>環境大臣が定めた生息地等保護区のうち管理地区内で次の行為を行う場合には環境大臣の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築、改築、増築 ○宅地造成等の土地の形質の変更 ○鉱物や土石の採取 ○水面の埋立、干拓 ○河川、湖沼等の水位・水量の増減 ○木竹の伐採 <p>環境大臣が定めた生息地等保護区のうち監視地区内で次の行為を行う場合には環境大臣への届出が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○建築物の新築、改築、増築 ○宅地造成等の土地の形質の変更 ○鉱物や土石の採取 ○水面の埋立、干拓 ○河川、湖沼等の水位・水量の増減 |
| <p>廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）</p> | <p>太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外（300 m²以上である場合）で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる（法第 12 条第 3 項）。</p> <p>法第 15 条の 17 により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する 30 日前までに届出が必要となる（法第 15 条の 19）。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>静岡県環境影響評価条例</p> | <p>環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。 (平成 31 年 3 月 1 日から) ○第 1 種事業（環境影響評価必須） 敷地面積 50ha 以上又は森林を伐採する区域の面積 20ha 以上 ○第 2 種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 敷地面積 20ha 以上 50ha 未満。ただし、特定地域内（鳥獣保護地域（特別保護区）又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等）は敷地面積 5 ha 以上 (平成 31 年 2 月 28 日まで) ○第 1 種事業（環境影響評価必須） 施行する土地の区域の面積 50ha 以上 ○第 2 種事業（環境影響評価の必要性を個別判断） 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積 5 ha 以上 ※ 静岡市、浜松市は独自に条例を制定している。</p> |
| <p>土壌汚染対策法</p> | <p>土地の形質の変更(掘削及び盛土)部分の合計面積が 3,000 m²以上の場合、工事着手 30 日前までに届出が必要となる。ただし、以下の 3 点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ○土壌を敷地外に搬出しない。 ○土壌の飛散や流出が伴わない。 ○掘削部分の最も深いところが 50cm 未満である。</p> <p>「要措置区域」において土地の形質の変更を実施する場合、事前に、県知事等による確認を受けなければならない(要措置区域において形質変更は原則禁止)。 「形質変更時要届出区域」において土地の形質の変更を実施する場合、工事着手 14 日前までに届出が必要となる。</p> |
| <p>工場立地法</p> | <p>売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電設備は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第 6 条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電設備を設置する場合は、従来どおり工場立地法第 8 条の変更の届出をしなければならない。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>農地法</p> | <p>太陽光発電設備を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと）などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域の農地をあらかじめ農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合 |
| <p>農業振興地域の整備に関する法律</p> | <p>農用地区域は、優良農地の確保と農業上の土地利用の明確化を目的として市町が指定した区域であることから、農用地区域内において農業以外の土地利用はできない。例外として、国や地方公共団体が行う行為、一時的に農業以外の利用を行う行為、農業用施設を整備する行為等は認められる。</p> <p>農用地区域内において、農業以外の土地利用を行う場合は、次に掲げる法令要件を満たす場合に農用地区域からの除外を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規模が必要最小限であること、事業実施が確実であること、他法令許可見込みが確実であること、農用地区域以外の区域で行うことが不可能であること ○周辺農地の集団性や営農に支障を生じないこと ○地域の農業の担い手の営農に支障がないこと ○土地改良施設への支障がないこと ○土地改良事業完了後8年を経過していること <p>農用地区域除外の手続は、地権者や事業計画者の申出に基づき、市町が上記要件に照らしてその可否を決定するものであり、市町の可否の決定の際には県の同意が必要である。</p> |
| <p>森林法</p> | <p>都道府県知事が定めた地域森林計画の対象民有林内で開発行為を行う場合、林地開発許可又は伐採届出（伐採及び伐採後の造林の届出）の手続を行う必要がある。</p> <p>保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。また、保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。</p> |

| | |
|-----------------|---|
| <p>道路法</p> | <p>事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる（第 24 条）。</p> <p>道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 32 条）。</p> <p>道路を車両制限令で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる（第 47 条の 2）。</p> |
| <p>砂防法</p> | <p>砂防指定地内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設又は工作物の新築・改築・移転又は除却 ○竹木の伐採又は滑り降ろし若しくは地引きによる運搬 ○土地の掘削・開墾・盛土・その他の土地の形状を変更する行為 ○土砂又は砂れきの採取、集積又は投棄 ○鉱物の採掘、集積又は投棄 ○芝草の掘取り ○火入れ |
| <p>地すべり等防止法</p> | <p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為（政令で定める軽微な行為を除く。） ○のり切又は切土で政令で定めるもの ○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの（以下「他の施設等」という。）の新築又は改良 ○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの |

| | |
|---|---|
| <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地災害防止法）</p> | <p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ○のり切、切土、掘さく又は盛土 ○立木竹の伐採 ○木竹の滑下又は地引による搬出 ○土石の採取又は集積 ○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの |
| <p>河川法</p> | <p>河川区域内で土地を占用（第24条）、工作物の新築・改築・除却（第26条第1項）、土地の掘削・盛土等の形状変更（第27条第1項）等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。</p> |
| <p>海岸法</p> | <p>海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。</p> |
| <p>港湾法</p> | <p>都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事（構築物の建設）を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる。</p> |
| <p>国土利用計画法</p> | <p>一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的（メガソーラーの建設）等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を締結した日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。</p> <p>届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。</p> <p>土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権（例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合）の設定・譲渡は含まない。</p> <p>届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 都市計画法 | <p>開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。</p> |
| 静岡県土採取等規制条例 | <p>土の採取等（切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土）に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行おうとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。</p> |
| 景観法 | <p>景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。</p> |
| 文化財保護法 静岡県文化財保護条例 | <p>古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。</p> <p>やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会への許可申請が必要である。</p> <p>工事内容や場所により許可されない場合があるため、計画段階で事業予定地の市町文化財所管課に確認すること。</p> <p>埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地（遺跡）と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続を定めている。</p> <p>周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるため、工事計画段階から事業予定地の市町文化財所管課に情報提供すること。</p> |

8 設計・施工

(1) 土地開発の設計

① 関係法令及び条例の遵守

上記「7 (3) 必要となる法令等の手続」を参考に、設置を計画している土地に対し、規制されている法令等を把握し、必要な手続をとること。各法令等に関する担当窓口は下記「11 その他 (2) 関係法令等・窓口一覧表」を参考とすること。

② 防災・安全面の配慮

設置を計画している土地の地盤等については、文献調査や現地調査などの事前調査を入念に行ない、下記における対策を講じ、防災・安全面に配慮すること。

○ 軟弱地盤への対応

不同沈下が生じないように、地盤改良等の対策工などの措置を講じること。

○ 盛土・切土面の保護

擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水などで法面の保護対策を講じること。

○ がけ崩れ・土砂流出対策

開発区域内の地下水を排出する排水施設や擁壁などを適切に設置すること。

○ がけ地対策

がけ地の近隣に設置する場合、がけ肩からの離隔、がけ肩沿い排水などでがけ地の崩落対策を講じること。

○ 湧き水対策

地下排水管の設置など適切な措置を講じること。

○ 雨水・排水対策

集中豪雨等の降雨量等から想定される雨水が有効に排水できる対策（排水路改修、調整池等の設置等）

③ 環境への配慮

○ 生活用水等への配慮

地下水や湧水を上水など生活に利用している地域では、水質の悪化や水量の低下が生じないように措置を講じること。また土砂の流出等により水源の水質が悪化しないような対策も講じること。

○ 動植物の保護

重要種の生育・生息が確認された場合には、「ふじのくに生物多様性地域戦略」に定める静岡県版レッドデータブック掲載種の保護方針に基づき、回避、低減、代償措置を実施すること。

④ 景観への配慮

○ 景観計画の尊重

景観計画に規定された景観形成基準のみならず、当該地区の景観形成の理念、方針、特性等を十分に把握し、これを尊重すること。

○ 設置による影響の適切な把握

景観計画において保全すべき地域の優れた景観として示された次のような景観については、その景観の視点場を適切に把握するとともに、フォトモンタージュ等のシミュレーションにより設置による影響を明らかにし、必要に応じて対策を講じること。特に、主要な眺望点からの眺望景観には留意すること。

- ・ 主要な眺望点からの眺望景観
 - ・ 山並み、丘陵、河川、湖沼、海岸等自然景観
 - ・ 史跡、名勝等歴史的・文化的な景観
 - ・ 市街地、住宅地等街並み景観
 - ・ 棚田、果樹園、森林等、農山村の田園風景
 - ・ 保養地、別荘地等の景観
- など

【POINT】

▽ 景観計画に示された保全すべき景観の地域、眺望点、ルート等について適宜追加することで、地域の状況の応じたものとする事ができる。

○ 稜線の保全

尾根線上、丘陵地又は高台に設置する場合は、樹木の伐採による稜線の連続性の断絶や当該設備の稜線からの突出等により山並みの眺望等に違和感を与えやすいことから、影響を及ぼす場合は設置を避けること。

○ 目隠し等の措置

公共的な施設（道路、公園等）や住宅地、観光施設等に近接する場合は、通行者、通行車両、施設利用者等から直接見えないよう、設備の配置について工夫するとともに適切な囲いや植栽等により景観上有効な遮蔽措置を講じること。

○ 太陽電池モジュール及び架台の色彩

太陽電池モジュールは、黒又は濃紺若しくは低明度かつ低彩度の目立たないものとし、低反射で模様が目立たないものとする。また、架台もモジュールと同様とするよう努め、周囲と調和した目立たない色彩とすること。

⑤ 処分への配慮

パネルの選定に当たり、リサイクルのしやすさを考慮に入れて選定すること。

(2) 発電設備の設計

① 適切な設計委託

設計を委託する場合、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、設計委託先に対して、適切な設計の実施を求めるとともに、その結果の確認を行うこと。

② 安全等に配慮した設計

電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務を遵守し、感電・火災その他人体に危害を及ぼすおそれ又は物件に損傷を与えるおそれがないように、電技省令及び電技解釈と同等又はそれ以上の安全を確保した発電設備の設計を行うこと。

また防災、環境保全、景観保全、消防活動を考慮し、さらに保守点検及び維持管理の際に必要な作業を考慮した設計を行うように努めること。

③ 基準等に基づいた設計の実施

太陽光発電に関する電技省令及び電技解釈に対する具体的な仕様については、日本工業規格（JIS 規格）において定められているものが多いため、これらを参考にし、設計すること。また、民間等が作成したガイドラインや解説書（例：地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017 年版（（一社）太陽光発電協会ほか）、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018 年））も参考にし、設計するよう努めること。

【POINT】

▽ より制約的にする場合には、さらに以下の内容を付加することで、適切な発電設計を担保することができる。

設計したものが JIS 規格や「地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン 2017 年版」に適合しているか否かについて、第三者（当該事業者から設計委託を受けていない設計会社、業界団体及び建設コンサルタントなど）による設計照査などを行い、適合の確認を受けるよう努めること。」

（3）施工

① 安全等に配慮した適切な施工

○ 法令等の遵守

関係法令及び条例の規定に従い、施工を行うこと。施工を委託する場合には、必要な資格を有する者が施工を行うとともに、電気事業法など自らに義務が課されている法令を理解し、施工委託先に対して、関係法令及び条例を遵守した適切な施工を求めるとともに、施工状況及びその結果の確認を行うこと。

○ 工事の際の安全の確保

工事車両の通行や施工に当たっての安全を確保し、地元関係者からさらなる安全

確保についての要請があった場合は、誠意をもって対応すること。また、工事中の土砂流出及び粉じん対策として、必要に応じて、素掘り側溝・小堤、排水処理施設、防塵ネットの設置等を行うこと。

○ 適切な廃棄物処理

設置工事に伴う資材が周辺に影響を及ぼさないように配慮すること。また、伐採木などの廃棄物等については、関係法令や条例、市又は町の指導等に従い、適切に処理するように努めること。施工を委託する場合、施工委託先に対して、同様の配慮や適切な処理を求めるとともに、設置工事に伴う廃棄物等が適切に処理されていることを自らも確認するように努めること。

また、廃棄物が残置されている場合や、施工区域内に廃棄物を発見した場合は、施工委託先に対して、適切に処理が行われるよう指導に努めること。

○ 標識の表示

太陽光発電事業者は、土地開発・造成後、発電設備の外部から見えやすい場所に、FIT法の再生可能エネルギー発電事業計画における各項目について記載した標識を速やかに掲示すること。(出力20kW以上は事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)において遵守事項となっている。)

② 周辺環境への配慮

○ 騒音対策

工事期間中の大型車両の通行や工事等に伴う騒音や振動について、適切な対策を講じること。

○ 濁水対策

工事により公共用水域の水質が悪化しないような対策も講じること。

○ 関係者以外の立入防止措置

外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。柵塀等については、第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。また、出入口に施錠等を行うとともに、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策を講ずること。

○ 緩和緩衝帯等の設置

パワーコンディショナー等からの騒音や振動の影響を緩和するため緑地その他の緩衝帯を設ける等の措置を行うこと。

○ パネルの反射光対策

事前に地域住民の理解を得るとともに、必要に応じて、パネルを低反射タイプにしたり、傾きを調整するなどの対策を講じること。

【POINT】

▽ より制約的にする場合には、さらに以下の内容を付加することで、適切な施工を担保することができる。

③ 工事に関する進捗報告

○ 工事着手に関する届出

工事を着手しようとする 30 日前までに「**工事着手届（参考様式第 2 号）**」を提出すること。なお、提出においては、工事着手に必要な許認可証の写しも添付すること。

○ 工事完了に関する届出

工事が完了した場合には完了後 30 日以内に「**工事完了届（参考様式第 3 号）**」を提出すること。

9 維持管理

（1）保守点検及び維持管理に係る実施計画の策定及び体制の構築

保守点検及び維持管理計画の策定、体制の構築に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等（例：太陽光発電システムの保守点検ガイドライン（（一社）日本電機工業会・（一社）太陽光発電協会/2016 年、太陽光発電事業の評価ガイド（太陽光発電事業の評価ガイド策定委員会/2018 年））を参考にし、当該ガイドライン等で示す内容と同等又はそれ以上の内容により、事業実施体制を構築するように努めること。

また、保守点検及び維持管理計画を事業実施期間にわたって保管すること。

（2）保安規程等に基づく点検

出力 50kW 以上の自家用電気工作物の太陽光発電設備の運用に当たっては、電気事業法に基づき届け出た保安規程の内容を遵守すること。

（3）適切な管理

① 結果の記録・保管

実施計画どおり保守点検及び維持管理を行うとともに、結果について記録、保管すること。また定期的に発電量を計測し、記録するよう努めること。

② 地域住民への配慮

当該事業に関し、地域住民と協定書等により合意した事項がある場合には、その内容を遵守すること。

③ 周辺環境への配慮

事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理するように努めること。特に除草剤などを散布する場合、事前に散布の日時等について、市又は町、地域住民への周知を図るとともに、周辺に飛散しないよう万全の対策を講じること。

(4) 維持管理に関する進捗報告

○ 運転開始に関する届出

運転を開始しようとする 30 日前までに「**運転開始届（様式第 3 号）**」を提出すること。また関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

○ 稼働状況に関する届出

事業年度に係る 1 年間の稼働状況について、翌年度の 4 月末までに「**稼働状況報告書（様式第 4 号）**」により報告すること。

○ 事業の変更に関する届出

太陽光発電設備の譲渡等により事業者が変更した場合など、「**事業概要書（様式第 1 号）**」の記載内容に変更が生じた場合は、「**事業内容変更届（様式第 2 号）**」を提出すること。

【POINT】

- ▽ 転売されることにより権利関係が複雑となり、不法投棄事案の解決や当事者意識が希薄となることを防止するため、地権者や貸借等の利用状態の変更についても把握しておくことが望ましい。

(5) 非常時の対処

○ 関係者との連携体制の構築

発電設備の事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応型針を関係者間で事前に定め、発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制を構築すること。

○ 迅速な対応の実施

落雷・洪水・暴風・豪雪・地震等による発電設備の破損や第三者への被害をもたらすおそれがある事象が発生した場合、直ちに発電（運転）状況を確認した上で可能な限り速やかに現地を確認し、発電設備の損壊、飛散、感電のおそれがないことを確認すること。

また、発電設備の異常又は破損等により地域への被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、市又は町及び地域住民へ速やかにその旨を連絡し、被害防止又は被害の拡大防止のための措置を講じること。被害が発生し、損害賠償責任を負う場

合、適切かつ誠実な対応を行うこと。

10 撤去・処分

(1) 法令等に基づく適正な撤去・処分

事業を終了した発電設備について、撤去までの期間、建築基準法の規定に適合するように適切に維持管理すること。また、発電設備の撤去及び処分に当たっては、使用済太陽光パネルが産業廃棄物となることから、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに撤去を行うこと。

なお、処分に当たっては、環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」等を参照し、極力、リサイクルを行うように努めること。

また、事業終了後に発電設備の適切な撤去及び処分を行うため、必要となる費用の積立を計画的かつ確実にを行うこと。

(2) 撤去・処分の手続等

○ 太陽光発電事業終了届

当該太陽光発電事業を終了したときは、終了後 30 日以内に「**太陽光発電事業終了届（様式第 5 号）**」を提出すること。

○ 太陽光発電設備撤去完了届

当該太陽光発電設備を撤去した場合には、撤去後 30 日以内に「**太陽光発電設備撤去完了届（様式第 6 号）**」を提出すること。

○ 処分費用の積立

事業終了後に適切な撤去及び処分を行うため、その開始時期と終了時期、想定積立金額と毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定すること。また上記「**稼働状況報告書（様式第 4 号）**」により、毎年度末時点の積立状況を報告すること。

○ 地域住民との合意事項

事業終了後の設備の撤去など自治体や地域住民と合意した事項がある場合、当該合意事項に従い責任をもって対応すること。

【POINT】

- ▽ 太陽光発電事業に使用する太陽光パネルは、製品寿命が約 25～30 年とされているので、2030 年代半ばから使用済パネルの排出量が急増することが見込まれているため、極力、リサイクルを行うことが重要である。また、発電事業の終了後、太陽光発電設備がそのまま事業用地に放置されることを防ぐため、太陽光発電設備が適正に撤去・処分され、事業用地が復旧されていることを確認する必要がある。

【POINT】

- ▽ 撤去・処分費用については、設備の規模や基礎の構造等によって大きく増減することから、積立金を見込むに当たっては、慎重に検討する必要がある。
国の事業計画策定ガイドラインでは、第2章第4節「1. 計画的な撤去及び処分費用の確保」に、「撤去業者（撤去を行う販売店、設計・施工業者を含む）、解体業者、建設業者、産業廃棄物の処理業者等の見積りに基づいて想定することが望ましいとしている。なお、撤去及び処分費用の見積り取得が困難である場合には、FIT法に基づく調達価格の算定において想定している建設費の5%以上を目安とすることが望ましい。」としている。
- ▽ 環境省の「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」によれば、「使用済太陽電池モジュール等を最終処分する場合には、鉛などの有害物質を含むことがあるため、その物の性状等に応じて、管理型最終処分場に埋め立てるなど、生活環境保全上支障が生じないように、適正な処分方法により処理しなければならない。」とされており、適正な処分の実施に必要な費用について、慎重に検討する必要がある。

11 その他

（1）本ガイドラインの適用時期

本ガイドラインは、原則として、〇年〇月〇日の本ガイドライン策定後に、太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用するが、既に着手している事業者又は既に事業を行っている者においても、本ガイドラインの趣旨に沿った対応をすること。

【POINT】

▽ 適用時期の示し方としては、別に下記のような記載方法もある。

① 施行時期

このガイドラインは〇年〇月〇日から施行する。

② 経過措置

既に太陽光発電事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行っている場合又は事業を行っている場合には、速やかに事業概要書等を提出すること。

(2) 関係法令等・窓口一覧 (平成30年度版)

| No | 関連法令 | 主な規制の概要 | 手続き | 県所管課 | 相談窓口 |
|----|--------------|---|--------------------------------|---|--|
| 1 | 建築基準法 | <p>架台下の空間を居住、執務、物品の保管等の屋内的用途に供するものは、建築確認申請や完了検査申請が必要となる。屋内的用途に供しないものは、申請は不要となる。</p> | 申請 | <p>くらし・環境部 建築安全推進課 建築確認検査室 (054-221-3075)</p> | <p>静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市 市役所</p> <p>三島市、藤枝市、御殿場市、磐田市、伊東市、島田市、裾野市、袋井市、掛川市、湖西市 小規模建築物市役所 小規模建築物以外 建築安全推進課(054-221-3075) ※提出先は市役所</p> <p>上記以外の市町 建築安全推進課(054-221-3075) ※提出先は市町役場</p> |
| 2 | 宅地造成等規制法 | <p>宅地造成工事規制区域内で、宅地造成工事を施行しようとするときは、事前に都道府県知事(市長)の許可を受けなければならない。この法律が適用されるのは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更(宅地を宅地以外の土地にするものを除く。)が生じる場合。</p> | 許可 | <p>くらし・環境部 建築安全推進課 (054-221-3292)</p> | <p>浜松市、熱海市、伊東市、御殿場市、伊豆の国市 市役所</p> <p>2ha以上 建築安全推進課 (054-221-3292)</p> <p>2ha未満 下田土木事務所都市計画課 (0558-24-2110)</p> <p>※いずれも提出先は市町役場</p> |
| 3 | 自然公園法 | <p>「国立公園」「国定公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、環境大臣又は都道府県知事の許可を要す。 ②普通地域:高さ13m又は延べ床面積1,000m²を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は都道府県知事に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 * 県HP内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を開覧できます。</p> | <p>事前協議 ①申請、許可 ②届出</p> | <p>くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)</p> | <p>沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、小山町、浜松市、静岡市、川根本町</p> <p>自然保護課(054-221-2545) ※提出先は市町役場</p> |
| 4 | 静岡県立自然公園条例 | <p>「県立自然公園」については、公園計画に基づき特別地域と普通地域に分類指定されている。 ①特別地域:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更、鉄塔の色彩変更などの行為は、県知事又は市町長の許可を要す。 ②普通地域:建物高さ13mまたは延べ床面積1,000m²、鉄塔高さ30mを超える工作物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、市町長に届出を要す。 なお、特別地域内において、1ha以上の面的広がりを持つ開発行為、その他周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要がある行為については、事前の環境影響調査を要す。 * 県HP内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を開覧できます。</p> | <p>事前協議 ①申請、許可 ②届出</p> | <p>くらし・環境部 自然保護課 (054-221-2545)</p> | <p>浜松市、湖西市、磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市、吉田町、静岡市、川根本町</p> <p>自然保護課(054-221-2545) または各市町 ※提出先は市町役場</p> |
| 5 | 静岡県立自然環境保全条例 | <p>「自然環境保全地域」については、保全計画に基づき特別地区、普通地区に分類指定されている。 ①特別地区:工作物の新・増・改築、木竹の伐採、土地の形状変更などの行為は、県知事の許可を要す。 ②普通地区:高さ13m又は延べ床面積1,000m²を超える建築物の新・増・改築、土地の形状変更等を行う場合は、県知事に届出を要す。 なお、国指定の原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、並びに自然公園区域、その他の法令で定める区域以外の区域において、土地の形質変更を伴う行為で自然環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると知事が認める行為等については、自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定締結を求める場合がある。 * 県HP内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を開覧できます。</p> | <p>事前協議 ①申請、許可 ②届出</p> | <p>くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3498)</p> | <p>沼津市、富士市、裾野市、長泉町、函南町、小山町、浜松市、川根本町、磐田市</p> <p>自然保護課(054-221-3498) ※提出先は市町役場</p> |

| | | | | | | |
|----|--------------------------|--|----------|--|---|--|
| 6 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 鳥獣保護区特別保護地区内における、建築物その他の工作物の新・改・増築、水面の埋め立て、又は干拓、木竹の伐採などの行為は都道府県知事の許可を要す。 * 県HP内自然保護課のページで、規制のかかる地域がわかる地図を開覧できます。 | 許可 | くらし・環境部 自然保護課 (054-221-3332) | 御殿場市、裾野市、 小山町 富士市、富士宮市 川根本町 浜松市 | 東部農林事務所 森林整備課 (055-920-2169) 富士農林事務所 森林整備課 (0545-65-2202) 志太榛原農林事務所 森林整備課 (054-644-9243) 西部農林事務所 森林整備課 (053-458-7235) |
| 7 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 太陽光発電設備の設置に伴って生じた産業廃棄物を排出事業者が事業用地外(300㎡以上である場合)で自ら保管する場合には保管場所の都道府県知事又は政令市長への届出が必要となる(法第12条第3項)。 法第15条の17により指定区域に指定されている土地の形質の変更をしようとする者は、行為に着手する30日前までに届出が必要となる(法第15条の19)。 | 届出 | くらし・環境部 廃棄物リサイクル課 (054-221-2424) | 静岡市、浜松市 下田市、東伊豆町、 河津町、南伊豆町、 松崎町、西伊豆町 沼津市、富士市、三 島市、熱海市、伊東 市、御殿場市、裾野 市、伊豆の国市、伊 豆市、富士宮市、清 水町、長泉町、函南 町、小山町 焼津市、藤枝市、島 田市、牧之原市、吉 田町、川根本町 磐田市、袋井市、掛 川市、御前崎市、菊 川市、湖西市、森町 | 市役所 賀茂健康福祉センター 環境課 (0538-24-2053) 東部健康福祉センター 廃棄物課 (055-920-2106) 中部健康福祉センター 環境課 (054-644-9288) 西部健康福祉センター 環境課 (0538-37-2248) |
| 8 | 静岡県環境影響評価条例 | 環境影響評価の対象となるものは以下のとおり。 (平成31年3月1日から) ○第1種事業(環境影響評価必須) 敷地面積50ha以上又は森林を伐採する区域の面積20ha以上 ○第2種事業(環境影響評価の必要性を個別判断) 敷地面積20ha以上50ha未満。ただし、特定地域内(鳥獣保護地域(特別保護区)又は国立・国定公園、県立自然公園及び自然環境保全地域の特別地域等)は敷地面積5ha以上(平成31年2月28日まで) ○第1種事業(環境影響評価必須) 施行する土地の区域の面積50ha以上 ○第2種事業(環境影響評価の必要性を個別判断) 特定地域内における土地の形状を変更する区域の面積5ha以上 ※ 静岡市、浜松市は独自に条例を制定している。 | 環境影響評価手続 | くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2255) | 静岡市、浜松市 静岡市、浜松市以外 の市町 | 市役所 生活環境課(054-221-2255) |
| 9 | 土壌汚染対策法 | 土地の形質の変更(掘削及び盛土)部分の合計面積が3,000㎡以上の場合、工事着手30日前までに届出が必要となる。ただし、以下の3点全てに該当する場合は届出する必要はない。 ・土壌を敷地外に搬出しない ・土壌の飛散や流出が伴わない ・掘削部分の最も深いところが50cm未満である 「形質変更時要届出区域」において、土地の形質の変更を実施する場合、工事着手14日前までに届出が必要となる。 「要措置区域」において、土地の形質の変更を実施する場合、事前に県知事等による確認を受けなければならない。 | 届出 確認 | くらし・環境部 生活環境課 (054-221-2253) | 静岡市、浜松市、沼 津市、富士市 三島市、熱海市、伊 東市、御殿場市、裾 野市、伊豆の国市、 伊豆市、下田市、富 士宮市、清水町、長 泉町、函南町、小山 町、東伊豆町、河津 町、南伊豆町、西伊 豆町、松崎町 焼津市、藤枝市、島 田市、牧之原市、吉 田町、川根本町 磐田市、袋井市、掛 川市、御前崎市、菊 川市、湖西市、森町 | 市役所 東部健康福祉センター 生活環境課 (055-920-2135) 中部健康福祉センター 環境課 (054-644-9268) 西部健康福祉センター 環境課 (0538-37-2250) |
| 10 | 工場立地法 | 売電を目的としたメガソーラー等の太陽光発電施設は水力発電、地熱発電と同様に、工場立地法第6条に規定する届出の対象から除外。 ただし、工場立地法の届出に該当する特定工場において、敷地内に太陽光発電施設を設置する場合は、従来通り工場立地法第8条の変更の届出をしなければならない。 | 届出 | 経済産業部 企業立地推進課 (054-221-3262) | 全市町 | 市町役場 |

| | | | | | | |
|----|--|--|---------------------|---|---|--|
| 11 | 農地法 | <p>太陽光発電施設を農地等に設置する場合、農地転用（農地を農地でなくすこと）などの規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自分が所有する農地を転用する場合の制限 ○農地などを転用する目的で権利の設定又は移転を行う場合の制限 <p>農地等を転用しようとする場合、農地法による許可を受ける必要がある。ただし、集団的で優良な農地については、原則農地転用は認められない。なお、次の場合等は許可不要となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市街化区域の農地を予め農業委員会に届出て転用する場合 ○電気事業者が送電用、配電用の施設(電線の支持物及び開閉所に限る。)等の敷地に転用する場合 <p>許可権者(転用しようとする農地の面積により次のとおりとなる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○4ha超 知事(県庁専決)又は指定市町村 ○4ha以下 知事(各農林事務所処理)又は権限移譲市町 ※4ha以下の権限移譲市 <ul style="list-style-type: none"> 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、牧之原市 ※2ha以下の権限移譲市町 <ul style="list-style-type: none"> 御前崎市、菊川市、長泉町、小山町、吉田町 | 許可 | 経済産業部 農地利用課 (054-221-2637) | 全市町 | 各市町農業委員会 ※知事許可に係る申請書類提出も各農業委員会 |
| 12 | 農業振興地域の整備に関する法律(農振法) | <p>原則として、農用地区域内において農業以外の行為はできない。</p> <p>農用地区域内において農業以外の利用を行う場合は農用地区域からの除外が必要であり、農用地区域外において設置が不可能である場合など法令上の要件を満たす場合のみ除外が可能となる。</p> | 市町:計画 変更 県:同意 | 経済産業部 農地利用課 (054-221-2637) | 清水町を除く全市町 | 市町役場 |
| 13 | 森林法(第10条の2)開発行為の許可 | <p>1haを超える森林において開発行為をしようとする者は、知事(移譲市においては市長)の許可を受けなければならない。</p> | 許可 | 経済産業部 森林保全課 (054-221-2643) | <p>静岡市、浜松市、沼津市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市</p> <p>下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</p> <p>熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町、清水町、長泉町、小山町</p> <p>富士宮市</p> <p>島田市・牧之原市・吉田町、川根本町</p> <p>掛川市・袋井市・御前崎市・菊川市・森町</p> <p>湖西市</p> | <p>市役所</p> <p>賀茂農林事務所治山課(0558-24-2084)</p> <p>東部農林事務所治山課(055-920-2173)</p> <p>富士農林事務所森林整備課(0545-65-2202)</p> <p>志太榛原農林事務所治山課(054-644-9158)</p> <p>中遠農林事務所治山課(0538-37-2303)</p> <p>西部農林事務所森林整備課(053-458-7234)</p> |
| 14 | 森林法(第10条の2)森林の土地の所有者となった旨の届出等 | <p>新たに森林の土地の所有者となった者は、市町長にその旨を届け出なければならない。</p> | 届出 | 経済産業部 森林計画課 (054-221-2668) | 全市町 | 市町役場 |
| 15 | 森林法(第10条の8)伐採及び伐採後の造林の届出 小規模林地開発行為の実態調査の手引き | <p>1ha以下の森林の立木を伐採する場合には、市町長に届出書を提出しなければならない。</p> <p>伐採後の跡地を森林以外に転用する場合は、「伐採調査(小規模林地開発)」を添付する。</p> | 届出 | <p>経済産業部 森林計画課 (054-221-2668)</p> <p>森林保全課 (054-221-2643)</p> | 全市町 | 市町役場 |

| | | | | | | |
|--|----------------------------------|--|------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| 16 | 森林法 保安林における 制限 | 保安林で立木の伐採を行う場合、許可や届出の手続を行う必要がある。(第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項) 保安林内で土地の形質変更等を行う場合、許可の手続を行う必要がある。(第34条第2項) (許可申請書・届出書の提出先は、該当する市町又はその市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。) 保安林の解除は、原則としてできない。 (詳細な説明を受けたい場合は、該当する市町を所管する農林事務所にお問い合わせください。) | 解除処分 | 経済産業部 森林保全課 (054-221-2655) | 全市町 | 市町役場 |
| | | | | | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 賀茂農林事務所治山課(0558-24-2084) |
| | | | | | 沼津市・熱海市・三島市・伊東市・御殿場市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・函南町、清水町、長泉町、小山町 | 東部農林事務所治山課(055-920-2173) |
| | | | | | 富士市・富士宮市 | 富士農林事務所森林整備課(0545-65-2202) |
| | | | | | 静岡市 | 中部農林事務所治山課(054-286-9071) |
| | | | | | 焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・吉田町、川根本町 | 志太榛原農林事務所治山課(054-644-9158) |
| | | | | | 浜松市(天竜区を除く)・湖西市 | 西部農林事務所森林整備課(053-458-7234) |
| | | | | | 浜松市(天竜区) | 西部農林事務所天竜農林局治山課(053-926-2337) |
| 17 | 道路法(県管理 道のみ) | 事業用地への通路設置等の道路工事を行う場合には道路管理者の承認が必要となる(第24条)。 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第32条)。 道路を車両制限等で定める最高制限を上回る車両により通行する場合においては、道路管理者の許可が必要となる(第47条の2)。 | 許可等 | 交通基盤部 道路保全課 (054-221-3488) | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 下田土木事務所 維持管理(0558-24-2108) |
| | | | | | 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理(0557-82-9167) |
| | | | | | 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 沼津土木事務所 管理課(055-920-2210) |
| | | | | | 富士市、富士宮市 | 富士土木事務所 維持管理(0545-65-2847) |
| | | | | | 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 島田土木事務所 維持管理(0547-37-5274) |
| | | | | | 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 | 袋井土木事務所 維持管理(0538-42-3215) |
| | | | | | 湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課(053-458-7262) |
| | | | | | 18 | 砂防法 |
| 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理課(0557-82-9167) | | | | | |
| 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 沼津土木事務所 管理課(055-920-2209) | | | | | |
| 富士市、富士宮市 | 富士土木事務所 維持管理課(0545-65-2849) | | | | | |
| 静岡市 | 静岡土木事務所 維持管理課(054-286-9316) | | | | | |
| 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 島田土木事務所 維持管理課(0547-37-5274) | | | | | |
| 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 | 袋井土木事務所 維持管理課(0538-42-3215) | | | | | |
| 浜松市天竜区 | 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) | | | | | |
| 浜松市、湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課(053-458-7262) | | | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------------------------|--|----|------------------------------------|--|--|
| 19 | 地すべり等防止法 | <p>地すべり防止区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <p>○地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>○地表水を放流し、又は停滞させる行為その他地表面のしん透を助長する行為(政令で定める軽微な行為を除く。)</p> <p>○のり切又は切土で政令で定めるもの</p> <p>○ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるもの(以下「他の施設等」という。)</p> <p>○の新築又は改良</p> <p>○その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの</p> <p>※地すべり防止区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。</p> | 許可 | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | <p>下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</p> <p>熱海市、伊東市</p> <p>沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町</p> <p>富士市、富士宮市</p> <p>静岡市</p> <p>島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町</p> <p>袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町</p> <p>浜松市天竜区</p> <p>浜松市、湖西市</p> | <p>下田土木事務所 維持管理 (0558-24-2118)</p> <p>熱海土木事務所 用地管理 (0557-82-9167)</p> <p>沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209)</p> <p>富士土木事務所 維持管理 (0545-65-2849)</p> <p>静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)</p> <p>島田土木事務所 維持管理 (0547-37-5274)</p> <p>袋井土木事務所 維持管理 (0538-42-3215)</p> <p>浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487)</p> <p>浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)</p> |
| 20 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | <p>急傾斜地崩壊危険区域内において、次に掲げる行為をしようとする場合は知事の許可が必要となる。</p> <p>○水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為</p> <p>○ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造</p> <p>○のり切、切土、掘さく又は盛土</p> <p>○立木竹の伐採</p> <p>○木竹の滑下又は地引による搬出</p> <p>○土石の採取又は集積</p> <p>○その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの</p> <p>※急傾斜地崩壊危険区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。</p> | 許可 | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | <p>下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町</p> <p>熱海市、伊東市</p> <p>沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町</p> <p>富士市、富士宮市</p> <p>静岡市</p> <p>島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町</p> <p>袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町</p> <p>浜松市天竜区</p> <p>浜松市、湖西市</p> | <p>下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118)</p> <p>熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167)</p> <p>沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209)</p> <p>富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849)</p> <p>静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316)</p> <p>島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274)</p> <p>袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215)</p> <p>浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487)</p> <p>浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262)</p> |
| 21 | 津波防災地域づくりに関する法律(津波により浸水が想定される区域) | 津波防災地域づくりに関する法律第8条に基づく津波浸水想定区域等津波により浸水が想定される区域では、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 | - | 危機管理部 危機政策課 (054-221-2456) | 全市町 | 危機管理部危機政策課 |
| 22 | 津波防災地域づくりに関する法律(津波災害警戒区域) | 津波災害警戒区域とは、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、県が指定している。警戒区域では、最大クラスの津波が悪条件下で発生した場合の当該区域の危険度・安全度を住民等に「知らせ」、いざというときに津波から住民等が円滑かつ迅速に「逃げる」ことができるよう警戒避難体制の整備を行う区域であり、津波浸水に伴う火災や感電事故及び津波漂流物による被害を避けるため、事業用太陽光発電設備の設置には、検討が必要である。 | - | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | 津波災害警戒区域を指定した市町 | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) |

| | | | | | | |
|---------|---------------------------------|--|----|------------------------------------|--|--------------------------------------|
| 23 | 河川法 | 河川区域内で土地を占用(第24条)、工作物の新築・改築・除却(第26条第1項)、土地の掘削・盛土等の形状変更(第27条第1項)等をする場合には河川管理者の許可が必要となる。また河川管理者が指定した河川保全区域内及び河川予定地内で土地の掘削・盛土等の形状変更、工作物の新築・改築をする場合には河川管理者の許可が必要となる。 | 許可 | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) |
| | | | | | 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) |
| | | | | | 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) |
| | | | | | 富士市、富士宮市 | 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) |
| | | | | | 静岡市 | 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) |
| | | | | | 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) |
| | | | | | 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 | 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) |
| | | | | | 浜松市天竜区 | 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課(053-926-2487) |
| 浜松市、湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262) | | | | | |
| 24 | 海岸法 | 海岸保全区域内又は一般公共海岸区域内で工作物を設置して土地の占用(第7条)、土地の掘削、盛土・切土等の一定の行為(第8条)をする場合には海岸管理者の許可が必要となる。 | 許可 | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) |
| | | | | | 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) |
| | | | | | 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 沼津土木事務所 管理課 (055-920-2209) |
| | | | | | 富士市、富士宮市 | 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) |
| | | | | | 静岡市 | 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) |
| | | | | | 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) |
| | | | | | 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 | 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) |
| | | | | | 浜松市、湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262) |
| 25 | 土砂災害防止法 | 急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。 ※土砂災害(特別)警戒区域については、県ホームページ内の土砂災害警戒情報マップで確認できます。 | - | 交通基盤部 河川砂防管理課 (054-221-3034) | 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2118) |
| | | | | | 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) |
| | | | | | 沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 沼津土木事務所 管理課(055-920-2209) |
| | | | | | 富士市、富士宮市 | 富士土木事務所 維持管理課 (0545-65-2849) |
| | | | | | 静岡市 | 静岡土木事務所 維持管理課 (054-286-9316) |
| | | | | | 島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町 | 島田土木事務所 維持管理課 (0547-37-5274) |
| | | | | | 袋井市、磐田市、掛川市、菊川市、御前崎市、森町 | 袋井土木事務所 維持管理課 (0538-42-3215) |
| | | | | | 浜松市天竜区 | 浜松土木事務所 天竜支局 用地管理課 (053-926-2487) |
| 浜松市、湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7262) | | | | | |

| | | | | | | |
|----|-------------|---|----|----------------------------------|---|--|
| 26 | 港湾法 | 都道府県知事が指定した港湾区域内で土地を占用又は港湾隣接地域内で一定の工事(構築物の建設)を行う場合には都道府県知事の許可が必要となる(37条)。 | 許可 | 交通基盤部 港湾企画課 (054-221-3682) | 下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町 | 下田土木事務所 維持管理課 (0558-24-2108) |
| | | | | | 熱海市、伊東市 | 熱海土木事務所 用地管理課 (0557-82-9167) |
| | | | | | 沼津市、伊豆市 | 沼津土木事務所 管理課(055-920-2209) |
| | | | | | 富士市 | 田子の浦港管理事務所 管理課 (0545-33-0497) |
| | | | | | 静岡市 | 清水港管理局 管理課(054-353-2202) |
| | | | | | 御前崎市、牧之原市 | 御前崎港管理事務所 企画振興課(0548-63-3213) |
| | | | | | 浜松市、湖西市 | 浜松土木事務所 維持管理課 (053-458-7261) |
| 27 | 国土利用計画法 | 一定規模以上の土地売買等の契約をしたときは、権利取得者は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的(メガソーラーの建設)等を記入した土地売買等届出書に必要な書類を添付して契約を結んだ日を含めて2週間以内に知事又は政令市の長に届け出なければならない。 届出が必要な土地売買等の契約は、市街化区域が2,000㎡以上、市街化調整区域・非線引きの都市計画区域が5,000㎡以上、都市計画区域外が10,000㎡以上の契約である。 土地売買等には、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡を含むが、使用貸借権や権利金・一時金が支払われない賃借権(例えば、月極又は年極の地代のみを支払う契約である場合)の設定・譲渡は含まない。 届出を受けた知事又は市長は、利用目的について審査を行い、メガソーラーの建設が、土地利用基本計画などの公表された土地利用に関する計画に適合しない場合は、利用目的の変更を勧告することがある。また、適正かつ合理的な土地利用を図るために必要な助言をすることがある。 | 届出 | 交通基盤部 土地対策課 (054-221-3371) | 全市町 | 市町役場 |
| | | | | | | |
| 28 | 都市計画法 | 開発行為、すなわち主として建築物の建築の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合には、都市計画法に規定されている適用除外の場合を除き、あらかじめ開発許可を受けなければならない。 また、市街化調整区域において建築物の新築、改築若しくは用途変更等を行う場合についても原則許可を受けなければならない。 太陽光発電設備については、原則建築物に該当しないことから、その設置は開発行為に該当せず、開発許可は不要である。 なお、太陽光発電設備が建築物に該当するか否かについては、建築許可担当部署に確認すること。 | 許可 | 交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223) | 静岡市、浜松市、沼津市、富士市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、函南町、清水町、長泉町、小山町 | 市町役場 |
| | | | | | 上記以外の市町 | 2ha以上 交通基盤部土地対策課(054-221-2223) 2ha未満 県各土木事務所都市計画課 |
| 29 | 静岡県土採取等規制条例 | 土の採取等(切土その他の土地の掘削、埋土又は盛土)に伴う災害の防止及び跡地の緑化等を図るため、土の採取等を行うとする者は、静岡県土採取等規制条例及び同規則に規定する適用除外の場合を除き、あらかじめ土の採取等の計画について届出をしなければならない。 | 届出 | 交通基盤部 土地対策課 (054-221-2223) | 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市 | 市町役場 |
| | | | | | 上記以外の市町 | 2ha以上 交通基盤部土地対策課(054-221-2223) 1ha以上2ha未満 県土木事務所 1ha未満 市町役場 |

| | | | | | | |
|----|--------------------------|--|-----|-------------------------------------|--|-----------------------------|
| 30 | 景観法 | 景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、景観計画を策定し、良好な景観に関する基本的な方針や行為の制限に関する事項等を定め、建築物等の形態、色彩等の規制誘導を行う。 | 届出等 | 交通基盤部 景観まちづくり課 (054-221-3702) | 全市町 参考:景観行政団体 静岡市、浜松市、下 田市、熱海市、伊東 市、沼津市、三島市、 御殿場市、裾野市、 伊豆市、伊豆の国 市、富士宮市、富士 市、島田市、焼津市、 藤枝市、牧之原市、 磐田市、掛川市、袋 井市、湖西市、松崎 町、函南町、清水町、 長泉町、小山町、川 根本町、森町 | 市町役場 |
| 31 | 都市計画法 (風致地区) | 風致地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ・ 建築物等の新築・改築・増築又は移転 ・ 宅地の造成等 ・ 木竹の伐採 ・ 土石の類の採取 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 建築物等の色彩の変更 ・ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積 | 許可 | 交通基盤部 公園緑地課 (054-221-3494) | 熱海市、伊豆の国 市、沼津市、富士宮 市、静岡市、浜松市、 湖西市 | 所管市役所 |
| 32 | 都市緑化法 (特別緑地保全 地区) | 特別緑地保全地区内において次に掲げる行為を行おうとするものは区域所管の市町長に許可を受けなければならない。(適用除外あり) ・ 建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採 ・ その他の土地の形質の変更 ・ 木竹の伐採 ・ 水面の埋立て又は干拓 ・ 屋外における土石・廃棄物又は再生資源の堆積 | 許可 | | 浜松市 | 市役所 |
| 33 | 文化財保護法 静岡県文化財 保護条例 | 古墳・城跡等の遺跡、庭園・海浜等の名勝地、動物・植物・地質鉱物等で歴史的・学術的に価値が高いものは、文化財保護法又は各地方公共団体の条例により、史跡名勝天然記念物に指定されている。 やむをえず建築・土木工事等により現状を変更する場合又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、事前に文化庁長官又は県・市町の教育委員会への許可申請が必要である。 工事内容や場所により許可されない場合があるので、計画段階で事業予定地の市町文化財所管課等への確認を願いたい。 | 許可 | 教育委員会 文化財保護課 (054-221-3183) | 全市町 | 市町教育委員会 ※申請先は内容・場所により異なる |
| 34 | 文化財保護法 | 埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、それを包蔵している土地のことを埋蔵文化財包蔵地(遺跡)と呼んでいる。文化財保護法では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内で建築・土木工事等を行う場合の事前届出等の手続き及び工事中に遺跡を発見した場合の届出等の手続きを定めている。 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況及び工事内容によっては、記録保存のための本発掘調査が必要となる場合があるので、工事計画段階から事業予定地の市町の文化財所管課に情報提供願いたい。 | 届出 | 教育委員会 文化財保護課 (054-221-3156) | 全市町 | 市町教育委員会 |

(3) 届出様式

様式第1号(7(2)①ア関係)

事業概要書

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「7(2)①ア」に基づく、事業概要書を提出します。

記

(事業概要)

| | | |
|-----------------------------|----------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置予定場所(所在地) | | |
| 事業予定地の敷地面積(m ²) | | |
| 発電事業者 | 商号又は名称 | |
| | 所在地 | |
| | 代表者 | |
| | 担当者(連絡先) | |
| 発電設備概要※ | | |
| 工事着工予定日 | | |
| 運転開始予定日 | | |
| 特記事項 | | |

※発電設備の概要が分かる図面(位置図、配置図、設計図など)を添付すること。

様式第2号（7（2）①ア関係）

事業内容変更届

年 月 日

〇〇長 様

（事業者） 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「7（2）①ア」に基づく、事業内容変更届を提出します。

| | |
|-------------|--|
| 発電所名称 | |
| 設置予定場所（所在地） | |

（変更内容※）

| 項目 | 変更前 | 変更後 |
|----|-----|-----|
| | | |

※変更の内容が分かる資料を添付すること。

様式第3号（9（4）関係）

運転開始届

年 月 日

〇〇長 様

（事業者） 所在地
 商号又は名称
 代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（4）」に基づく、運転開始届を提出します。

記

| | | |
|-------------|----------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置場所（所在地） | | |
| 事業地の敷地面積（㎡） | | |
| 発電事業者 | 商号又は名称 | |
| | 所在地 | |
| | 代表者 | |
| | 担当者（連絡先） | |
| 発電設備概要※ | | |
| 運転開始予定日 | | |
| 特記事項 | | |

※関連法令の検査済証（完了届）の写しを添付すること。

様式第4号（9（4）関係）

稼働状況報告書

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「9（4）」に基づく、稼働状況報告書を提出します。

記

1 発電所概要

| | |
|-----------|--|
| 発電所名称 | |
| 設置場所（所在地） | |

2 報告対象期間 〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで

3 稼働状況（発電実績等）

| 月 | 発電量 (kW) | 特記事項 |
|-----|----------|------|
| 4月 | | |
| 5月 | | |
| 6月 | | |
| 7月 | | |
| 8月 | | |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | | |
| 2月 | | |
| 3月 | | |
| 計 | | |

4 処分費用の積立状況

| | |
|-----------------------|-----------|
| 円 (処分費用に対する積立率： %) | 〇年3月31日現在 |
|-----------------------|-----------|

様式第5号（10（2）関係）

太陽光発電事業終了届

年 月 日

〇〇長 様

（事業者） 所在地
 商号又は名称
 代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「10（2）」に基づく、太陽光発電事業終了届を提出します。

記

| | | |
|-------------|----------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置場所（所在地） | | |
| 事業地の敷地面積（㎡） | | |
| 発電事業者 | 商号又は名称 | |
| | 所在地 | |
| | 代表者 | |
| | 担当者（連絡先） | |
| 発電設備概要※ | | |
| 終了日 | | |
| 特記事項 | | |

様式第6号(10(2)関係)

太陽光発電設備撤去完了届

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「10(2)」に基づく、太陽光発電設備撤去完了届を提出します。

記

| | | |
|---------------------------|----------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置場所(所在地) | | |
| 事業地の敷地面積(m ²) | | |
| 発電事業者 | 商号又は名称 | |
| | 所在地 | |
| | 代表者 | |
| | 担当者(連絡先) | |
| 発電設備概要※ | | |
| 撤去完了日 | | |
| 特記事項 | | |

(参考様式第1号)

地域住民への説明会等実施結果報告書

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、地域住民への説明会等実施結果報告書を提出します。

記

| | |
|------------------|-----------------------|
| 発電所名称 | |
| 設置場所(所在地) | |
| 実施日時 | |
| 実施場所 | |
| 説明者 | |
| 参加者 | 参加者数()人 / 説明対象者数()人 |
| 参加者からの 主な意見 | |
| 上記意見に対する 対応方針 | |

(参考様式第2号)

工事着手届

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、工事着手届を提出します。

記

| | | |
|------------|-------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置場所 (所在地) | | |
| 工事着手日 | | |
| 工事完了予定日 | | |
| 工事施工者 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者 | |
| | 担当連絡先 | |

(参考様式第3号)

工事完了届

年 月 日

〇〇長 様

(事業者) 所在地
商号又は名称
代表者 印

〇〇太陽光発電設備の適正導入に向けたガイドライン「〇〇」に基づく、工事完了届を提出します。

記

| | | |
|------------|-------|--|
| 発電所名称 | | |
| 設置場所 (所在地) | | |
| 工事着手日 | | |
| 工事完了日 | | |
| 工事施工者 | 所在地 | |
| | 名 称 | |
| | 代表者 | |
| | 担当連絡先 | |